

令和2年4月30日

保護者の皆様

京都市立修学院中学校

校長 小泉 茂雄

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておりませんが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日以降の対応について、児童生徒や保護者等の皆様への周知期間を確保し、各ご家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、教育委員会において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、更に、その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定することが示されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間の延長について

臨時休業を、5月17日（日）まで延長し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。

2 臨時休業期間の対応等

(1) 緊急事態宣言が京都府に発出されている趣旨も踏まえ、引き続き、期間中は不要不急の外出を控え、できるだけ子どもたちが自宅で過ごせるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行なうようにしてください。

(2) 学習面については、4月30日以降に郵便受け等への投函により学習課題をお渡しますので、計画的に家庭学習が行えるよう、各ご家庭でも適切な指導をお願いします。

(3) 4月7日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間中の健康管理について」に添付しております「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

(4) 1年生を対象に配布しております夏用通学服等の販売につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

○夏用通学服・・①注文書を登校再開後、学校へ提出

②注文書を双葉産業株式会社へ FAX611-5459 で申込

①②のいずれかの方法でお申ください。ただし、採寸を希望される方は、谷川洋品店 (TEL781-5301) に来店ください。

○体操服・・申込書(別紙参照)に記入の上チケットスポーツへ FAX431-0121 又はメールで申込。代金(封筒)は学校再開後、中学校へ提出。

○アルトリコーダー・・申込書(封筒)に代金を添えて、学校再開後中学校へ提出。

(5) 6月の給食申込について

「6月のメニュー」を配布しております。

予約システム 5月1日(金)～18日(月)

予約マークシート 5月1日(金)～11日(月) 学校へ提出

(6) 就学援助制度について

新規の場合、5月15日までの申込日であれば、4月1日より認定期間となります。

申込は随時受け付けていますが、新規をお考えのご家庭につきましては早めに中学校へご連絡ください。

継続のお手続きにつきましては、5月31日〆切となっております。尚、書類等につきましては5月7日以降に各ご家庭に連絡をさせていただきます。

(7) 以下の場合は、すみやかに学校(電話 781-3000)へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い(疑似症)があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

※休校中は、今後もホームページやPTAメール等で情報を発信してまいりますので、よろしくお願いいたします。